

参考2 行政職給料表の職務の級と民間事業所従業員との対応格付表

級	対 応 民 間 職 種	
	企業規模500人以上	企業規模500人未満
11 級	支 店 長 ・ 工 場 長 事 務 部 長 ・ 技 術 部 長 事 務 部 次 長 ・ 技 術 部 次 長	
9、10 級	事 務 課 長 ・ 技 術 課 長	支 店 長 ・ 工 場 長 事 務 部 長 ・ 技 術 部 長 事 務 部 次 長 ・ 技 術 部 次 長
7、8 級	事 務 課 長 代 理 ・ 技 術 課 長 代 理	事 務 課 長 ・ 技 術 課 長
6 級	事 務 係 長 ・ 技 術 係 長	事 務 課 長 代 理 ・ 技 術 課 長 代 理
5 級	事 務 係 長 ・ 技 術 係 長	事 務 係 長 ・ 技 術 係 長
4 級	事 務 主 任 ・ 技 術 主 任	事 務 係 長 ・ 技 術 係 長
3 級	事 務 主 任 ・ 技 術 主 任	事 務 主 任 員 ・ 技 術 主 任 員 事 務 係 員 ・ 技 術 係 員
1、2 級	事 務 係 員 ・ 技 術 係 員	

参考3 民間事業所における春季賃金改定等の状況

形態	区分	事業所数	構成比	
本年は給与の改定が全然ない事業所又は改定実施時期及び改定額について交渉中の事業所		154 所	30.68 %	
春季賃金改定のない事業所	3 月 以 前 に 改 定 の 事 業 所	9	1.79	
	5 月 以 降 に 改 定 の 事 業 所	25	4.98	
春季賃金改定のある事業所	4 月 分 賃 金 の 所 定 支 払 日 又 は 調 査 日 まで に 給 与 改 定 分 を 支 払 済 の 事 業 所	219	43.63	
	5 月 以 降 に 給 与 改 定 分 が 支 払 わ れ る 見 込 み の 事 業 所	平 均 改 定 額 に つ い て 交 渉 中 の 事 業 所	11	2.19
		平 均 改 定 額 又 は 個 人 配 分 まで 決 定 済 である が 調 査 日 現 在 未 払 の 事 業 所	84	16.73
計		502	100.00	

(注) 「春季賃金改定」とは、平成15年4月からの賃金を改定することをいう。